渚泊推進対策

- 〇平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年度までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置づけられたところ。
- 〇「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策の一体的な支援等を実施し、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を推進。
- 〇このうち、漁村地域における滞在を「渚泊」として、渚泊の推進に取り組む。

ソフト対策

○事業概要

渚泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援

- 〇事業実施主体 地域協議会、漁業協同組合、NPO法人等
- ○事業期間 2年間
- 〇交付率 定額

〔1年目:上限800万円 〔2年目:上限400万円



体制づくりのための話し合い



地域の食材を 活用したメニュー作り



地域資源を活用した体験プログラム作成



漁業体験

ハード対策

○事業概要

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「渚泊」に取り組む地域への集客力を高めるため水産物販売施設など、「渚泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援

- ○事業実施主体 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- ○事業期間 2年間
- 〇交付率 1/2

(活性化計画に基づく事業)

○事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等

- ○事業機関 原則3年間
- 〇交付率 1/2等



古民家を活用した滞在施設



遊休施設を改修した 漁業体験学習施設



水産物販売施設

「農泊」の推進

【5,655(5,000)百万円】 (平成29年度補正予算 345百万円)

- 対策のポイント ——

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所 得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・「農泊」**については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置付けられたところです。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要です。
- ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を整備するには、「農泊」を持続的な産業として、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制の構築を支援した上で、魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援や国内外へのプロモーションの強化を行う必要があります。
 - ※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)のこと。

政策目標

平成32年までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立 的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

<主な内容>

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、取組地域への人材派遣、古民家等を活用した滞在施設等や市町村等が作成する活性化計画に基づいた「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備、料理人と農泊地域のマッチングや優良地域の国内外へのプロモーションなど、「農泊」に取り組む地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援します。

交付率:定額、1/2等

事業実施主体:市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

[お問い合わせ先:農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)]

「農泊」の推進

- ○「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。
- ○「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進事業(ソフト対策)

○事業概要

農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光 コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等 を支援

- ○**事業実施主体** 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等
- ○事業期間 2年間
- **○交付率** 定額(1年目:上限800万円、2年目:上限400万円)



インバウンド受入のための 体制構築



地域資源を活用した 体験メニューの開発



地域の食材を 活用したメニュー作り







地域の特産品の開発

施設整備事業(ハード対策)

○事業概要

古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援

- ○事業実施主体 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- ○事業期間 2年間
- ○交付率 1/2

(活性化計画に基づく事業)

- ○事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- ○事業期間 原則 3 年間
- ○交付率 1/2等





古民家を活用した宿泊施設



廃校を改修した 体験施設



農産物販売施設

広域ネットワーク推進事業(拡充)

○事業概要

国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人 と農泊地域とのマッチングなどを支援

○事業実施主体 民間企業、都道府県 等 ○事業期間 1年間 ○交付率 定額



海外の有名タレントを 活用した動画(LiTV)の撮影



農泊シンポジウムの 関係

※LITV···アジア新興国の富裕層を対象とした ライフスタイル専門のCATV局

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】 (平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

く背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が 進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されて います。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就 業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的 に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行(「農泊」)をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者 の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

交付率:定額、1/2等

| 事業実施主体:都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等|

お問い合わせ先:

1に関すること

農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

2に関すること

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

3に関すること

農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

普

及

啓

発

交

流

(平成29年度補正予算:345百万円)

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体:地域協議会 実施期間:上限2年等

交付率:定額(上限500万円等)



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体:地域協議会等 実施期間:上限2年等

交付率:定額(上限200万円等)



マルシェの開催

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行(「農泊」)を ビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害 者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、 観光コンテンツの磨き上げ や宿泊施設の整備等を一体 的に支援

事業実施主体:地域協議会等 実施期間:上限2年等 交付率:定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を 踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体:地域協議会等 実施期間:上限1年等

美施期間:上限1年寺 交付率:定額、1/2



障害者による 玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい 農園の整備

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、 山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源 等の潜在力を活用するため、地域資源の 商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体:地域協議会等

実施期間:上限3年等 交付率:定額(上限1,000万円等)



地域産品の加工 ・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性 化計画に基づき、農山漁村 における定住、所得の向上 や雇用の増大を図るために 必要な生産施設等の整備を 支援

事業実施主体:都道府県、市町村等

実施期間:上限5年等 交付率:定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設